

○松田町寄自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例

昭和53年3月17日
条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、松田町寄自然休養村事業を総合的に推進し、観光農業並びに地域振興の促進を図るとともに、健全な休養と研修の場所を提供するため、松田町寄自然休養村管理センター(以下「センター」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
松田町寄自然休養村管理センター	松田町寄3415番地

(管理の代行)

第3条 町長は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)にセンターの管理を行わせるものとする。

2 前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 松田町寄自然休養村総合案内業務
 - (2) 観光農業者の育成に関する業務
 - (3) 集会のための会場の提供
 - (4) その他町長が定める業務
- (利用の許可)

第4条 センターを利用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は管理上必要のあるときは、その利用について条件を付することができる。

(利用の制限)

第5条 次の各号の1に該当する者は、センターを利用することができない。

- (1) 伝染性疾患にかかっている者
- (2) 秩序又は風俗をみだすおそれがあると認められる者
- (3) 一定の住所を有しない者
- (4) その他町長が不適当と認める者

(利用料金)

第6条 センターを会議休憩等で利用する場合は別表1、宿泊等に利用する場合は別表2、食堂施設を利用する場合は別表3に定める利用料金に消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税を加えた額を、町長に納付しなければならない。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 前項の利用料金は、別表1及び別表2については、あらかじめ納付するものとし、別表3については、毎月の末日までに納付するものとする。

3 第3条第1項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合における利用料金の額は、別表に定める額を上限とした範囲内において指定管理者があらかじめ町長に承認を得て定めるものとする。

(利用料金の減免)

第7条 町長は特別の理由があると認めるときは、料金を減額し、又は免除することができる。

2 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、町長の承認を得て、前条に定める利用料金を減額し、又は免除することができる。

(料金の不還付)

第8条 既納の料金は還付しない。ただし、町長は特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用許可の取消し等)

第9条 町長は次の各号の1に該当するときは、センターの利用許可を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) その他管理上不適当と認めたとき。

(賠償責任)

第10条 利用者は、建物、施設、その他物件を損傷し、又は滅失したときは町長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

2 利用者は、[前項](#)に規定する損害を与えたときは、直ちにその旨を町長に届出、その指示を受けなければならない。

(指定管理者の管理に係る読替え)

第11条 センターの管理を[第3条第1項](#)に規定する指定管理者が行う場合においては、[第4条第1項](#)、[同条第2項](#)、[第5条](#)、[第6条第1項](#)、[第8条](#)、[第9条](#)、[第10条第1項](#)及び[同条第2項](#)中「町長」とあるのは「指定管理者」とする。

(規則への委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年12月12日条例第23号)

この条例は、昭和59年1月1日から施行する。

附 則(昭和60年3月20日条例第8号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年3月14日条例第10号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月29日条例第11号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年12月26日条例第27号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年12月18日条例第20号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成18年8月7日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前になされた届出、申込みその他の行為は、この条例による相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成25年12月18日条例第29号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年10月24日条例第15号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和7年12月15日条例第25号)

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表1(第6条関係)

会議・休憩料金

時間区分	9：00～21：00
使用区分	
研修室(和室10畳)	1室3時間まで1,500円 以後1時間につき500円
会議室(洋室)	1室3時間まで2,100円 以後1時間につき700円

別表2(第6条関係)

宿泊料金・入浴料金

区分		
宿泊料	宿泊者1名につき(大人)	10,000円
	宿泊者1名につき(小人)	7,000円
入浴料	利用者1名につき(町内)	500円
	利用者1名につき(町外)	1,000円

備考 宿泊の時間区分は、15：00～翌日10：00までとする。

別表3(第6条関係)

施設名	区分	利用料金
食堂施設	1ヶ月	36,000円